

令和 5 年度

雇用均等基本調査結果のポイント（概要）

厚生労働省

雇用環境・均等局雇用機会均等課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

〔雇用均等基本調査の概要〕

- ・ **統計の種類**

 - 一般統計

- ・ **目的**

 - 男女の雇用均等問題に関する雇用管理の実態を把握することを目的に毎年実施している。

- ・ **調査時期**

 - 調査の実施時期は原則として令和5年10月1日現在の状況について、令和5年10月1日から10月31日までの間に実施。

- ・ **調査対象**

 - 「企業調査」は常用労働者を10人以上雇用している全国の民営企業から無作為抽出した6,000企業であり、うち3,034企業から有効回答を得た。有効回答率は50.6%。

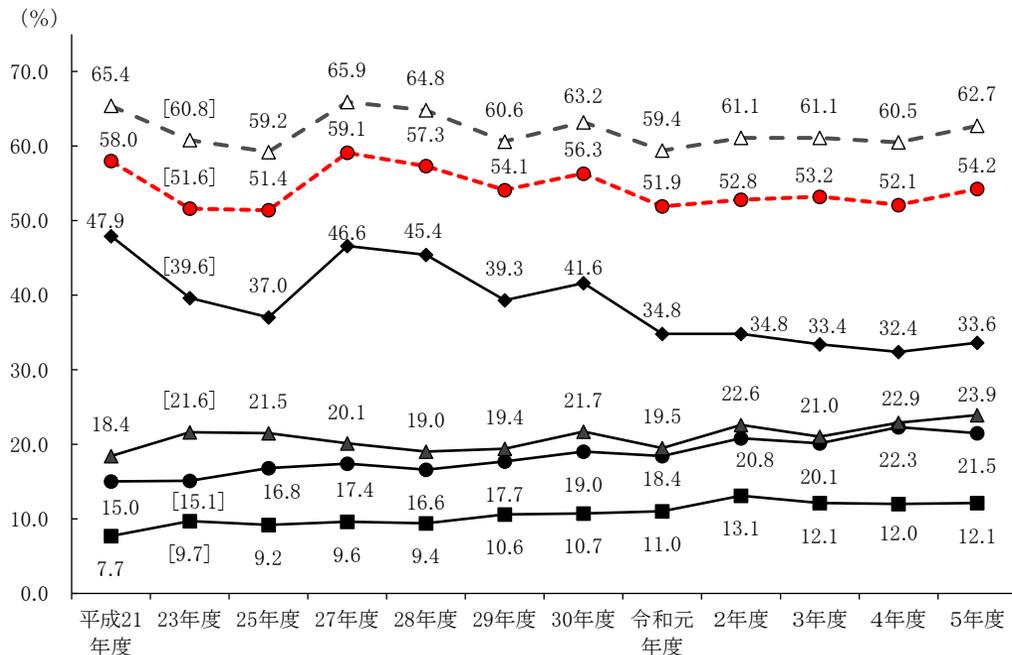
 - 「事業所調査」は常用労働者を5人以上雇用している全国の民営事業所から無作為抽出した6,300事業所であり、うち3,495事業所から有効回答を得た。有効回答率は55.5%。

【企業調査】

1 女性管理職等を有する企業割合、管理職等に占める女性割合 ⇒ 3、4ページ

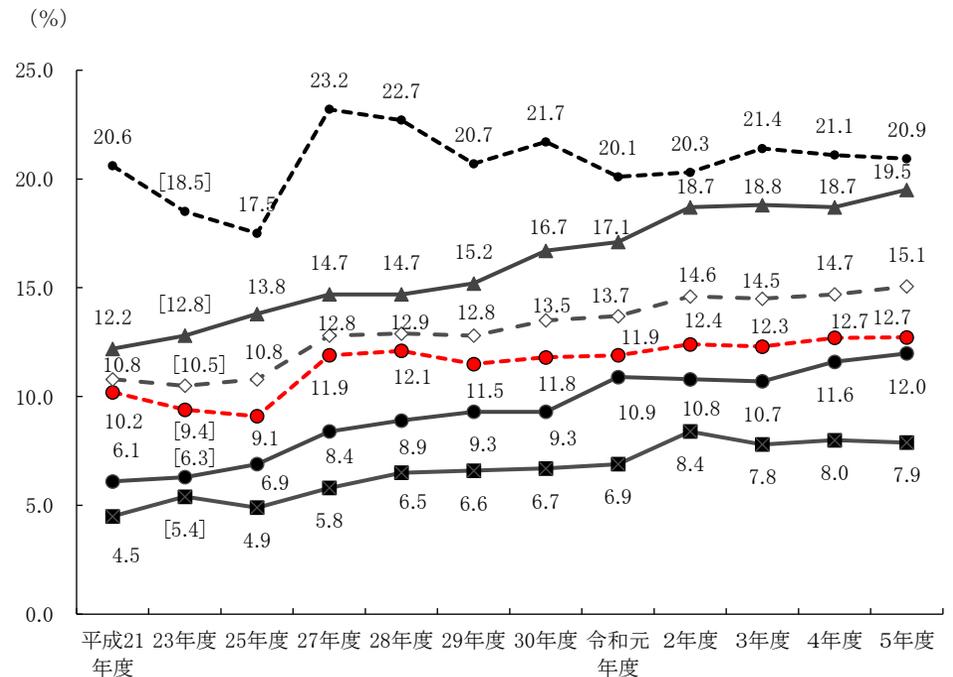
- 係長相当職以上（役員含む）の女性管理職等を有する企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は12.1%、課長相当職ありの企業は21.5%、係長相当職ありの企業は23.9%となっている。
- 管理職等に占める女性の割合は、課長相当職以上（役員含む）で12.7%となっている。これを役職別にみると、部長相当職では7.9%、課長相当職では12.0%、係長相当職では19.5%となっている。

役職別女性管理職等を有する企業割合の推移
(企業規模10人以上)



- 課長相当職以上(役員を含む。)
- △- 係長相当職以上(役員を含む。)
- ◆ 女性の役員を有する企業
- 女性の部長相当職を有する企業
- 女性の課長相当職を有する企業
- ▲ 女性の係長相当職を有する企業

役職別女性管理職等割合の推移 (企業規模10人以上)



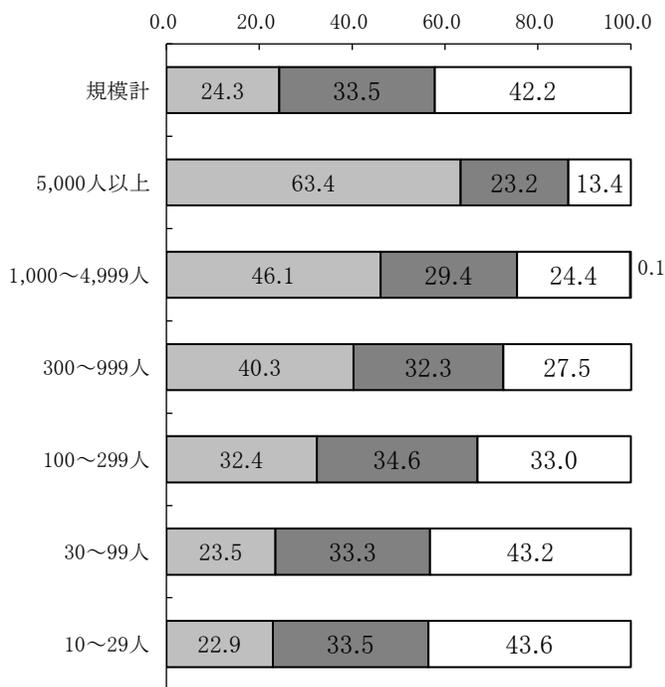
- 課長相当職以上(役員を含む。)
- ◇- 係長相当職以上(役員を含む。)
- 役員
- 部長相当職
- 課長相当職
- ▲ 係長相当職

2 ハラスメントに関する望ましい取組に取り組んでいる企業割合 ⇒ 14、15ページ

各ハラスメントに関する望ましい取組について、一定の取組をしている企業割合は、カスタマーハラスメント対策が24.3%、就職活動中やインターンシップ中の学生・求職者へのハラスメント対策が19.9%、取引先の労働者やフリーランス等自社の労働者以外の者へのハラスメント対策が20.9%となっている。

カスタマーハラスメント対策の取組の有無及び検討状況別企業割合

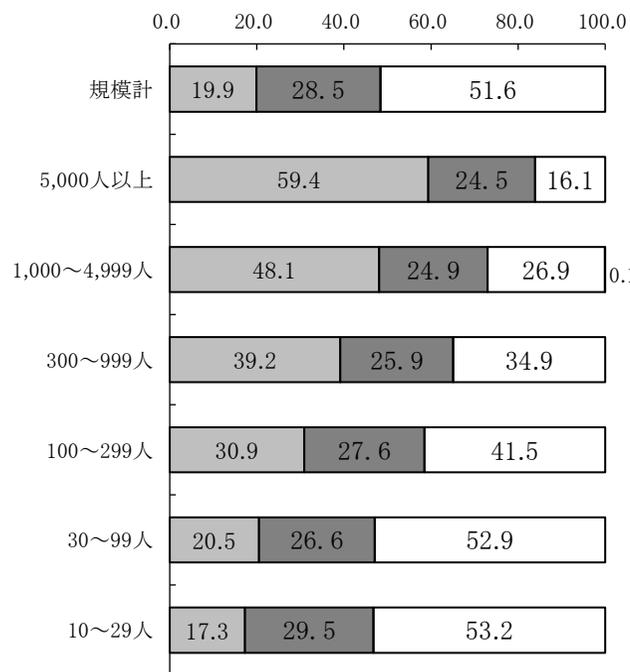
(%)



一定の取組をしている 今後取組を検討している
 取り組んでいない 不明

就職活動中やインターンシップ中の学生・求職者へのハラスメント対策の取組の有無及び検討状況別企業割合

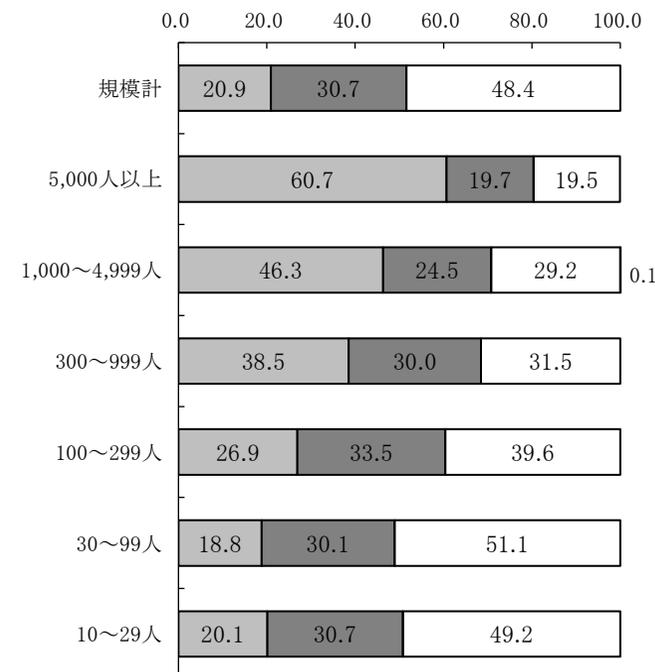
(%)



一定の取組をしている 今後取組を検討している
 取り組んでいない 不明

取引先の労働者やフリーランス等自社の労働者以外の者へのハラスメント対策の取組の有無及び検討状況別企業割合

(%)



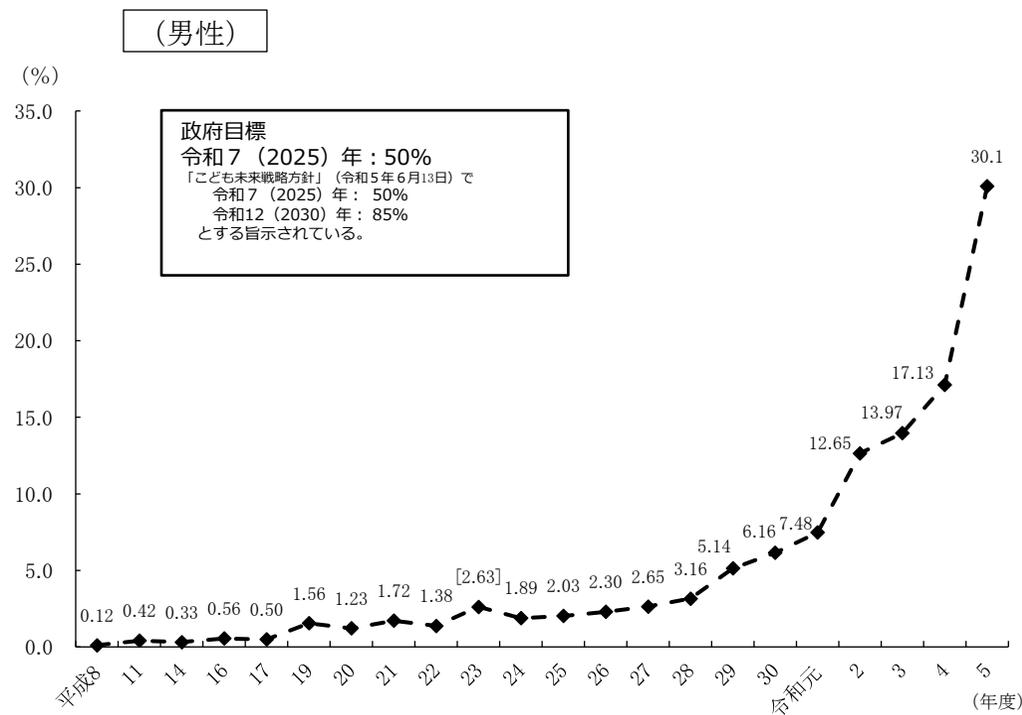
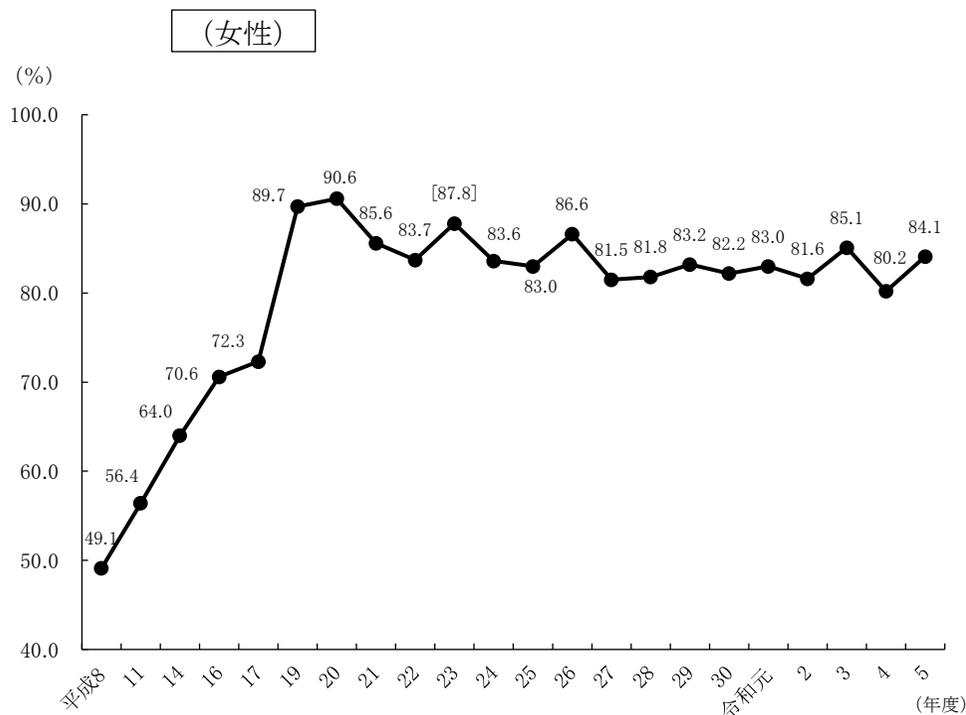
一定の取組をしている 今後取組を検討している
 取り組んでいない 不明

【事業所調査】

1 育児休業取得者割合 ⇒ 18、19ページ

- 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和5年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は84.1%と、前回調査より3.9ポイント上昇した。
- 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和5年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は30.1%と、前回調査より13.0ポイント上昇した。

育児休業取得率の推移

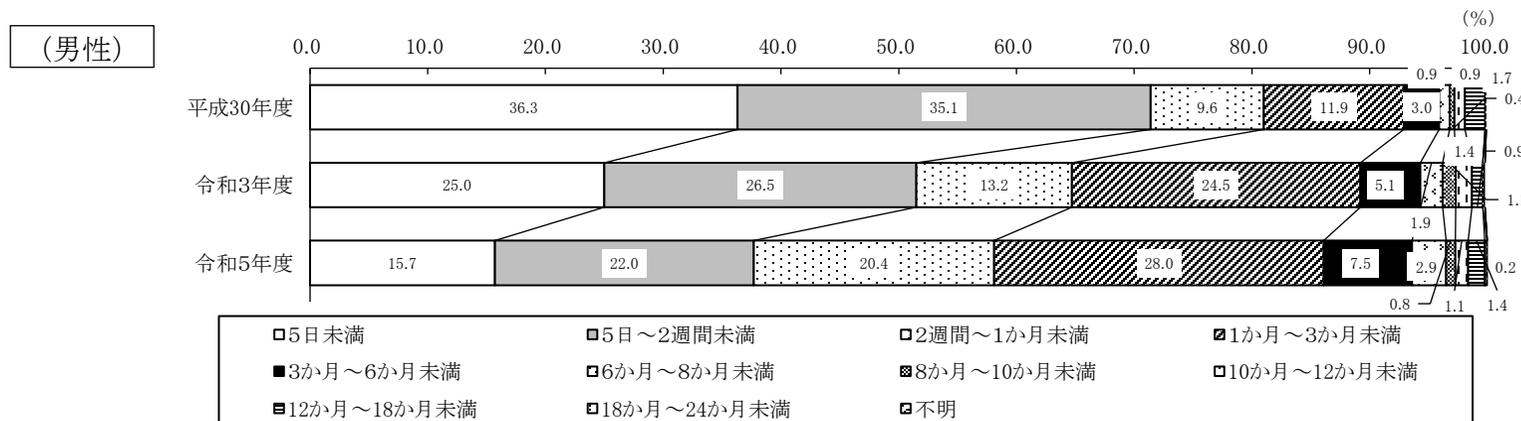
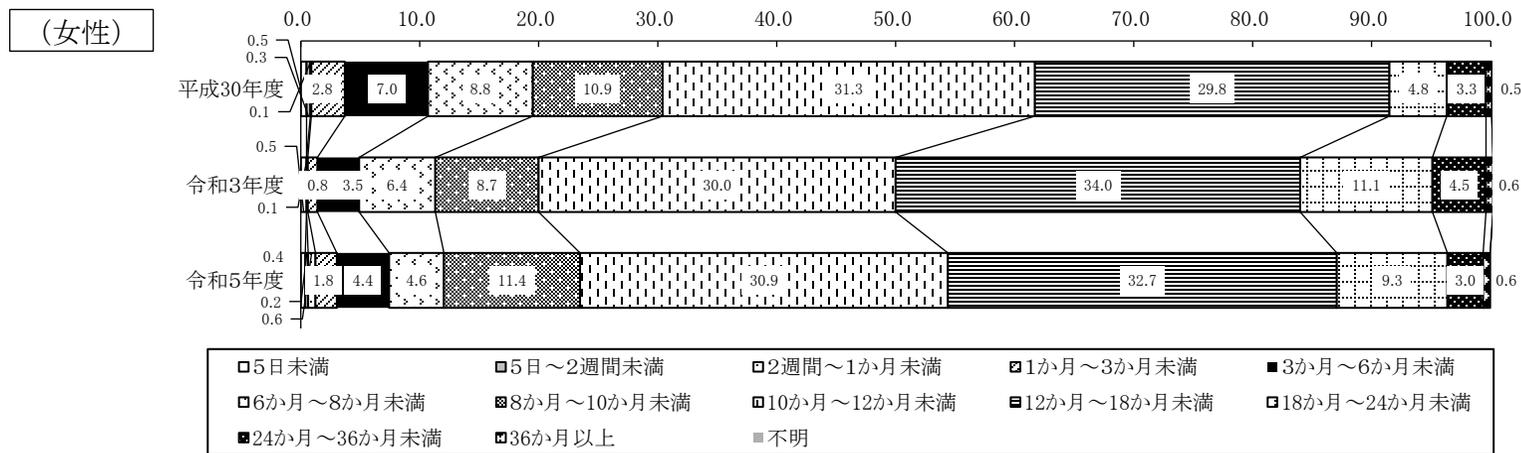


注：平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

2 育児休業の取得期間 ⇒ 20、21ページ

- 女性は「12か月～18か月未満」が32.7%（前年度34.0%）と最も高かった。
- 男性は「1か月～3か月未満」が28.0%（前年度24.5%）と最も高く、2週間以上取得する割合が上昇している。

取得期間別育児休業後復職者割合



※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を終了し、復職した者の育児休業期間